**平成２３年（フ）第１７２７号**
愛知県清須市西枇杷島町泉40番地　サンコート西枇杷島１棟507
債務者　マルショウこと　中島　省吾
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　悠史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月27日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２９８２号**
名古屋市天白区平針２丁目108番地　パークシティＫＡＴＯ302号、住民票上の住所愛知県稲沢市祖父江町島本上縄1030番地18
債務者　竹川　悦生
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　合田　信一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月27日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第９８３号**
北九州市小倉北区下富野４丁目６番31号
債務者　堀江　修一
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　敏寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第２１３号**
北海道苫小牧市新開町１丁目９番28号ドムール新開Ｂ棟201号
債務者　清水　春美
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　壬生　賢哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第３３号**
静岡県菊川市加茂4776番地、旧住所静岡県掛川市杉谷南１丁目21番地の10
債務者　中林　敏幸
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２３年（フ）第３４号**
静岡県菊川市加茂4776番地、旧住所静岡県掛川市杉谷南１丁目21番地の10
債務者　中林留美子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２３年（フ）第６４０号**
愛知県豊田市大島町星ケ丘９番地３　星ケ丘アパート９―206号
債務者　天見　樹里
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第１００号**
三重県多気郡大台町新田37番地１、前住所滋賀県大津市月輪３丁目68番７号
債務者　大田　雅元
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
津地方裁判所松阪支部

**平成２３年（フ）第６４０号**
兵庫県高砂市阿弥陀１丁目９番16号
債務者　松本　一成
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第６４１号**
兵庫県高砂市阿弥陀１丁目９番16号
債務者　木下千恵子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第７１４号**
兵庫県高砂市米田団地15番201号
債務者　井上　恵子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第７１号**
兵庫県多可郡多可町中区茂利80番地１
債務者　有延　政雄
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２３年（フ）第３３６号**
香川県高松市国分寺町福家甲2881番地２
債務者　池上　圭子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後３時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２３年（フ）第４０３号**
香川県高松市三条町222番地１　フィネス三条201号室
債務者　廣瀬　育生
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２３年（フ）第２１２号**
佐賀県杵島郡白石町大字馬洗1283番地２
債務者　津留　元気
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２３年（フ）第１３４号**
鹿児島県薩摩郡さつま町山崎1765番地１
債務者　新留　康弘
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２３年（フ）第４６３号**
北海道茅部郡森町字砂原３丁目57番地の１
債務者　岩本　一成
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
函館地方裁判所